

回覧 令和4年12月1日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

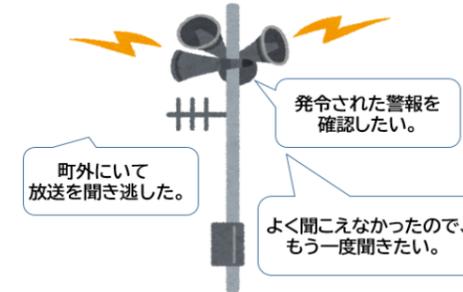
- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|---|
| 〈重要〉 | 1 | ◆電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請を受け付けています |
| | 2 | ◆「被災産地営農継続緊急支援事業」のお知らせ |
| | 3 | ◆「暖房用等燃料費高騰対策支援事業」のお知らせ
◆宮崎県知事選挙の投票日などをお知らせします |
| 〈募集〉 | 4 | ◆ ^{みまた} 三股に ^{きょうしつ} ほんご教室「 ^{にほん} 日ほ ^{かいさい} ンGO」を開催します
◆「第22回宮崎県障がい者スポーツ大会」の出場者を募集します |
| | 5 | ◆水質検査員を募集します
◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します |
| 〈お知らせ〉 | 6 | ◆令和5年度放課後児童クラブのご案内 |
| | 7 | ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの方が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎ 52-1110 (直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|---|
| 〈お知らせ〉 | 8 | ◆上米公園パークゴルフ場は正月2日から営業します |
| | 9 | ◆「地域猫」、「地域猫対策」を知っていますか |
| | 10 | ◆12月は「町税等納付推進強化月間」です |
| | 11 | ◆12月4日～10日は人権週間です |
| 〈農林畜産業関連〉 | | ◆あぜ焼きを実施します |
| 〈相談〉 | 12 | ◆「こころの健康相談」を実施します
◆「おもちゃ病院三股」を開設します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



重 要

◆電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請を受け付けています

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯など)に対して、臨時的な措置として支援給付金を給付します。

■対象世帯＝

○令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

基準日(令和4年9月30日)において、世帯全員の令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

※条例によって住民税(均等割)が免除されている世帯、生活保護受給世帯も交付の対象です。

○家計急変世帯

令和4年1月以降に予期せず家計が急変したことで、世帯全員の収入見込み額が住民税均等割の非課税水準以下となる世帯

※収入見込み額が非課税水準とは・・・

世帯全員の、それぞれの年収見込み額(令和4年1月～12月の任意の1カ月の収入を12倍したもの)が住民税均等割の非課税水準以下であること。

※住民税が課税されている人に扶養されている人のみで構成される世帯は対象外です。

- 例) ・ 別世帯の子どもに扶養されている人のみで構成される世帯
- ・ 仕事の都合などで別居している人から生活費などを受けている世帯

○配偶者やその他親族からの暴力などを理由として避難している世帯

DV(ドメスティック・バイオレンス)などで住所地以外に避難している世帯も、この給付金を受給できる可能性があります。

■申請方法＝

○令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

- ・ 基準日(令和4年9月30日)において世帯全員が非課税と確認できた世帯
本町で把握している非課税世帯には、11月末に確認書を発送しています。
中身を確認し、必要事項を記入した後、同封の返信用封筒で町役場に郵送してください。

申請期限は令和5年1月31日(火)までです。

- ・ 令和4年1月2日以降に町内に転入してきた世帯

対象になるとと思われる世帯へ、申請書の準備ができ次第順次発送します。

○家計急変世帯

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」と「簡易な収入(所得)見込み額の申立書」に必要事項を記載し、収入が確認できる書類などを添付して申請してください。

必要書類の詳細は、お問い合わせください。

※送付された確認書(申請書)などの内容確認のため、町役場から直接お電話をすることがあります。しかし、「支給するために手数料が必要です。」など、金銭を欲求する電話をすることはありません。
不審な電話を受けた場合は、総務課 行政係や臨時コールセンターまたは最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)までご連絡ください。

★お問い合わせは、

- ・ 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
- ・ 臨時コールセンター
☎:070-4136-0856 にお願ひします。

◆「被災産地営農継続緊急支援事業」のお知らせ

9月の台風14号により甚大な被害を受けた産地に対し、種苗などの生産資材の導入といった栽培再開や作物転換などに必要な取り組みを支援します。

※交付額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数があるときは切り捨てて算定します。

■営農継続支援事業 =

被災した作物の栽培再開や作物転換を図る際に必要な種苗や肥料などの掛かり増し経費の1/2相当額を定額で支援します。

○交付額(交付単価)

※予算額に対し要望額が上回る場合、交付単価を減額することがあります。

(1)施設園芸作物

- ・栽培再開(植え替え) 15万円/10アール
- ・作物転換(他作物の作付) 15万円/10アール
- ・栽培再開(植替無し) 8万円/10アール

※被災により30%以上の収穫量の減少が見込まれると認められた被災ほ場

(2)露地作物

- ・栽培再開(播き直し、植え替え) 2万円/10アール
- ・作物転換(他作物の作付) 2万円/10アール

○主な要件

- ・9月17日以降の取り組み
- ・令和4年度中の栽培再開や作物転換 など

○事業主体

営農集団(構成員が3戸以上)、農地所有適格法人、農業協同組合など



■被災施設等復旧支援事業 =

被災により機能が低下した共同利用施設などの補修・修繕に要する経費を支援します。

○対象施設など

共同利用施設(集出荷貯蔵施設、乾燥調整施設、農産物処理加工施設および育苗施設など)や園地(かん水施設など)

○補助率

1/2以内

※建物共済などの共済金が支払われる場合、支払共済金と交付額の合計が事業費の1/2以内となるように算定します。

○主な要件

- ・9月17日以降の取り組み
- ・国の農地、農業用施設災害復旧制度(農林水産業共同利用施設災害復旧事業など)の対象とならない施設など
- ・補修、修繕に要する経費(事業費)が10万円以上など

○事業主体

営農集団(構成員が3戸以上)、農地所有適格法人

■申請方法 =

事業の実施を希望される場合、

- ①申込書(町役場3階 農業振興課 農政企画係で配布)
- ②被災状況が分かる写真
- ③栽培再開・作物転換に必要な種苗の納品書などを、12月14日(水)までに、農業振興課 農政企画係に提出してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)にお願いします。

◆「暖房用等燃料費高騰対策支援事業」のお知らせ



重油単価の高騰により影響を受ける農業者の負担軽減を図ることを目的に、町内に住所がある施設園芸農家または茶農家に対し、価格高騰分の一部を支援します。

■援対象経費 =

栽培が確認できる施設園芸品目および茶の加工に必要な燃料費。
ただし、施設園芸品目については、加温機を使用するものに限りま

■支援率および支援金額 =

- ①10アール当たりの作物別交付単価は、作目毎の年間重油使用量に1リットル当たり10円を乗じ算出するものとする。
- ②作目毎の年間重油使用量は、令和2年3月時点の農業経営管理指針に基づくものとし、管理指針の無い品目については、農業改良普及センターなどと協議して決定する。
- ③支援金額は、10アール当たり作物別交付単価に耕作面積を乗じ算出するものとする。(100円未満は切り捨て)

■主な要件 =

- ・町内に住所(法人にあっては、本店または主たる事業所)があること。
- ・現に施設園芸農家または茶農家であること。
- ・支援金の交付を受けた後においても事業継続の意思があること。

■申請方法 =

事業の実施を希望される場合、

- ①申請書(町役場3階 農業振興課 農政企画係で配布)
- ②誓約書
- ③振込口座が分かる通帳の写し など

を、12月20日(火)までに、農業振興課 農政企画係に提出してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)をお願いします。



◆宮崎県知事選挙の投票日などをお知らせします

宮崎県知事選挙の投票日などは次のとおりです。

■投票日

日時 = 12月25日(日)午前7時～午後6時
場所 = 町内各投票所(11箇所)

■期日前投票

- ①町立文化会館エントランスホール
日時 = 12月9日(金)～12月24日(土) 午前8時30分～午後8時
- ②第6地区分館
日時 = 12月21日(水) 午後3時～午後7時45分
- ③西部地区体育館
日時 = 12月22日(木) 午前10時～午後7時45分

※投票日、期日前投票についての詳細は、選挙前に各世帯にお届けする入場券でご確認ください。

■投票できる人

- 年齢満18歳以上の日本国民(平成16年12月26日以前に生まれた人)で、三股町に3カ月以上居住していること。
- ※三股町での居住が3カ月未満でも、3カ月以上居住した県内の市町村から転入してきた場合は、前居住地で投票できます。
この場合、本町戸籍住民係で「居住証明書」の交付を受け、投票の際に提示する必要があります。
- 欠格条項に該当しない人

■次のいずれかに該当する場合は、郵便で投票することができます。

- ①身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持ち、両下肢などに重度の障害がある人(一定の条件があります)
 - ②要介護認定を受け、その状態区分が「要介護5」の人
 - ③特定患者など(新型コロナウイルス感染症患者など)
- ※郵便での不在者投票を希望する場合は、事前にご相談ください。

★お問い合わせは、

町選挙管理委員会

☎:52-1112(直通)をお願いします。



募集

◆三股にほんご教室「日ほんGO」を開催します

外国人のための日本語教室です。日本語で一緒におしゃべりしたり、先生や日本語サポーターの人と楽しみながら生活に必要な日本語を勉強しましょう。

- いつ = 2023年1月から2月まで(毎週日曜、全部で8回)
- じかん = 午後2時から4時まで
- ばしょ = 三股駅多目的ホール(三股町樺山4416番地3)
- さんかひ = 無料(おかねはいりません)
- ぼしゅうにんずう = 10人
- もうしこみ = QRコードをよみこんでください



	いつ	ないう
第1回	8日	自己紹介、ふるさと、好きなもの、暮らし
第2回	15日	三股ってどんなまち、方言、文化体験
第3回	22日	ごみのすてかた、文化体験
第4回	29日	病院へいく、薬をかう、文化体験
第5回	5日	日本のたべもの、文化体験
第6回	12日	髪をきる、買い物
第7回	19日	地震、火事、台風、文化体験
第8回	26日	スピーチ、交流会

※文化体験とは折り紙、けん玉、かるた、着付けなどのことです。

【地域の皆さんへ】

三股にほんご教室は、外国人の皆さんと地域の皆さんとの交流を通して、生活に必要な日本語を学ぶ教室です。教室のお手伝いをしてくれる日本語サポーターを募集します。資格はいりません。学生も大歓迎です！興味のある人は、地球人BASE(chikyujin.base@gmail.com)までご連絡ください。

★お問い合わせは、町教育委員会 教育課 生涯学習係(町中央公民館内)

受付時間:平日の午前8時30分～午後5時

☎:52-9311(直通)、ファクス:52-9724

お願いします。



◆「第22回宮崎県障がい者スポーツ大会」の出場者を募集します

スポーツを通して障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加を推進することを目的に「宮崎県障がい者スポーツ大会」を開催します。

初心者でも出場できる、さまざまな競技が行われますので、ぜひご参加ください。

■開催期日 = 令和5年5月14日(日)

■開催場所 = ひなた宮崎県総合運動公園
宮崎市生目の杜運動公園ほか



■参加資格 =

県内に住み、18歳以上(令和5年4月1日現在)の人で、次の要件を満たす人。

- ①身体の一部：身体障害者手帳の交付を受けている人
- ②知的の一部：療育手帳の交付を受けている人、またはこれに準ずる障害がある人
- ③精神の一部：精神保健福祉手帳の交付を受けている人、またはこれに準ずる障害がある人

■開催競技 =

	競技種目	身体の一部	知的の一部	精神の一部
県・全国大会実施競技	陸上競技	○	○	
	水泳	○	○	
	アーチェリー	○		
	卓球	○	○	○
	フライングディスク	○	○	
	ボッチャ	○		
	ボウリング		○	
のみ大会	バレーボール			○
	ミニバレーボール			○
	グラウンド・ゴルフ			○

※ボッチャ競技は、身体障害者(肢体不自由)で、車椅子・立位のみでの競技となります。

■申込期限 = 令和5年1月13日(金)

★お申し込み・お問い合わせは、福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9061(直通)をお願いします。



◆水質検査員を募集します

水道水は、「濁り・臭気・塩素の残留効果」について、1日1回以上検査を実施するよう水道法の規定により定められています。

このため町では水質検査を行うための水質検査員を募集します。

なお、この水質検査は1回5分程度の検査を1年を通して毎日欠かさず行い、毎月1回検査状況を報告する必要があります。

募集人員	第3地区:1名 第4地区:1名 第5地区:2名 第6地区:1名 第8地区:1名 第9地区:1名
検査方法	目視での色・濁りの有無、臭気の有無、検査キットを使った残留塩素測定 ※1回の検査時間は5分程度です。
検査場所	各検査員の自宅 ※普段使用している水道水を採取して検査します。
報償額	月額 6,083円(税別)
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間) ※2年を限度として契約を更新することができます。
申込方法	環境水道課 上水道係へ電話でご連絡ください
申込期限	令和5年1月31日(火)

★お問い合わせは、
環境水道課 上水道係(2階 ④番窓口)
☎:52-9081(直通)にお願いします。



◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。
希望する人は福祉課 児童福祉係までお問い合わせください。



■仕事内容 =

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠などの状況確認、見守り、関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理および事務処理など。

勤務時間	月曜～金曜	午後2時～6時30分 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜・春休み・ 夏休み・冬休み	午前8時～午後6時30分 (休憩1時間)
休日	週休2日(日曜および交代で1日)・祝日・12月29日～1月3日	
募集人員	1名	
給与	月額平均 120,000円	
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当	
雇用期間	1月1日～3月31日 (社会保険・雇用保険あり。また、勤務実績が良好な場合は再度任用あり。)	

■勤務地 =

宮村児童館・児童クラブ

■応募条件 =

- ①子どもの指導ができる人。
- ②放課後児童支援員、保育士、教員免許の資格がある人や経験者を優先します。

★お申し込み・お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通)にお願いします。

◆令和5年度放課後児童クラブのご案内

放課後児童クラブは、就労などで放課後に保護者が不在となる児童に、町内の児童館などで適切な遊び・生活の場を与え、健全な育成を図ることが目的です。

利用するには、放課後児童クラブへの「登録」が必要です。

登録を希望する家庭は、新規・継続を問わず、必ず申請してください。

■利用できる日時・利用料金 =

開設日	利用時間	利用料金
月曜～金曜	午後2時～6時30分	月額 3,000円
土曜、学校休業日	午前8時～午後6時30分	

※同じ世帯から2人以上の登録がある場合、2人目の利用料金は1,500円、3人目以降は0円になります。

※生活扶助や児童扶養手当を受給している世帯などは、利用料金の免除制度があります。

■利用できない日 =

日曜、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

※その他、台風やインフルエンザなどで学校が休校の場合も利用できません。

■対象児童 =

次の①②のいずれかに該当する児童

①放課後に就労などで保護者が不在となる児童

②保護者が就学・疾病・看護・出産(育児休業の場合を除く)などで、健全育成上支援を要する児童

※原則として低学年の児童が優先となります。

※保護者の責任で送迎を行ってください。



■登録方法 =

児童クラブに登録を希望する児童の保護者は、必ず期間内に申請書を提出してください。

申請書類	12月12日(月)から各児童クラブで配布予定です。
申請期間	1月4日(水)～1月31日(火)
申請書類提出先	登録希望の児童クラブに提出してください。



■登録期間 =

令和5年4月1日～令和6年3月31日

■登録できる児童クラブ =

原則として、町直営の児童クラブはご自宅近くの児童クラブへの登録になります。法人が運営する児童クラブは、町内全域が登録対象です。

※登録先の決定は、先着順ではありません。新1年生から優先に、お住まいの地域、保護者の就労等状況(就労時間・就労日数)などを考慮して決定します。必ずしも希望の児童クラブへ登録できるとは限りません。定員を超える場合は他のクラブへの登録または入所待機となります。また、登録申請や年度途中の退会により定員を大きく下回った場合も、他のクラブへの登録となることがありますのでご了承ください。

■入会承認 =

申請期間内の申請者には、2月中旬以降に、各児童クラブから「放課後児童クラブ入会承認通知書」または「入会不承認通知書」でお知らせします。

※児童クラブの一覧は ページで確認することができます。

■児童クラブ一覧 =

名称	運営	開設場所	電話番号	備考
三股小児童クラブ	町	三股小学校敷地内	51-0606	利用料金のほかに保険料として年額800円を徴収します。
プラザ児童クラブ	町	第2地区交流プラザ	52-1099	
東原児童クラブ	町	東原児童館	52-0336	
今市児童クラブ	町	今市児童館	52-1814	
三股西小第一児童クラブ	町	中原団地広場内施設	51-2780	
植木児童クラブ	町	植木児童館	52-1092	
蓼池児童クラブ	町	蓼池児童館	52-3947	
前目児童クラブ	町	前目児童館	52-4844	
梶山児童クラブ	町	梶山児童館	52-1251	
長田児童クラブ	町	第5地区防災センター内	070-2341-7922	
宮村児童クラブ	町	宮村児童館	52-5533	※法人に直接申請書を提出してください。 利用料金のほかにおやつ代などの実費徴収があります。詳しくは直接お問い合わせください。
放課後児童クラブ たでいけキッズ	法人	蓼池3541番地29(蓼池)	77-5905	
キッズリターンクラブ	法人	樺山3002番地2(中米)	52-1376	
三股中央キッズクラブ	法人	樺山4558番地5(下新馬場)	36-7090	
児童クラブ ビバーチェ	法人	花見原4番地1(花見原)	52-5834	
第一っ子クラブ	法人	樺山3523番地5(山王原)	52-3894	

※法人が運営する児童クラブへ入会を希望する人は、事前に各クラブへご連絡ください。

■法人が運営している児童クラブの運営主体 =

- ・放課後児童クラブ たでいけキッズ・・・社会福祉法人 信愛福祉会
- ・キッズリターンクラブ・・・社会福祉法人 心耕福祉会
- ・三股中央キッズクラブ・・・社会福祉法人 三樺会
- ・児童クラブ ビバーチェ・・・社会福祉法人 愛生会
- ・第一っ子クラブ・・・学校法人 相愛学園



★お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通)または各児童クラブにお願いします

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容 =

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容 =

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)にお願いします。

◆上米公園パークゴルフ場は正月2日から営業します

上米公園パークゴルフ場は、年末は12月29日(木)まで、年明けは1月2日(月)から営業します。

年末年始の休みに家族や友達と一緒にパークゴルフを楽しみませんか。
皆様のご来場をお待ちしています。

■年末年始の営業日と利用料金 =

営業日 (営業時間)	12月	29日(木)	午前9時～午後5時
		30日(金)	年末年始休業日
		31日(土)	
	1月	1日(日)	午前9時～午後5時 ※月曜日は定休日ですが、 2日(月)は営業します
		2日(月)	
		3日(火)	
		4日(水)	
利用料金	高校生以上 : 500円 中学生 : 200円 小学生以下 : 無料		※クラブ・ボール代含む ※消費税込み

※運動靴、帽子をご準備ください。

※小中学生は保護者の同伴をお願いします。

※1月5日以降は通常どおりの営業となります。



■パークゴルフ場によくあるお問い合わせ(Q&A) =

Q. パークゴルフ場の場所はどこですか？

A. 桜の名所として知られている上米公園の敷地内にあります。
とんがり屋根のクラブハウスが目印です。

Q. コースはいくつありますか？

A. 3コース(27ホール)あります。(※日本パークゴルフ協会の認定コースです。)

Q. だれでもできますか？

A. 歩いてプレーできる人なら誰でも利用可能です。

Q. 道具は必要ですか？

A. クラブ・ボールは無料で貸し出しを行っていますが、持ち込みも可能です。
また、芝生保護のため運動靴でのプレーをお願いします。

Q. 飲み物は必要ですか？

A. クラブハウス内に温かいお茶と冷たい水が出るティーサーバー(無料)があります。
また、飲み物の自動販売機もあります。

Q. ダイエットできますか？

A. 1コース(9ホール)プレーすると歩数約1200歩、およそ20分の運動になります。
自然の中で芝生の上を歩き、ストレス解消にもなる有酸素運動です。

Q. 食事はできますか？

A. 場内での食事の提供はしていませんが、屋外休憩所で各自持ち込みのお弁当
などの食事はできます。また、食事休憩などの途中外出も可能です。

Q. 1人でもできますか？

A. 1人でも楽しくプレーできます。
また、他の来場者と一緒にプレーすることもできます。

Q. 予約は必要ですか？

A. 団体利用(20人以上)の場合は、事前に予約をお願いします。
個人利用の場合、予約は必要ありません。

★お問い合わせは、上米公園パークゴルフ場

☎:51-2570 をお願いします。



◆「地域猫」、「地域猫対策」を知っていますか

皆さんは「地域猫」や「地域猫対策」を知っていますか？

○地域猫とは・・・野良猫で不妊去勢手術を施され、一代限りとして地域で管理されている猫のことをいいます。

○地域猫対策とは・・・

- ①猫は命あるものだという前提のうえで、②地域住民の理解と協力のもと、③地域の実情に応じた管理のルールを作り、④猫に不妊去勢手術を施し、その後適正に管理しながら地域で共生していくというものです。

「子猫が捨てられている」、「近所で猫が増えている」、「猫の糞尿で困っている」、「鳴き声がうるさい」、「ごみステーションのごみを荒らされる」などの相談や苦情が町役場や保健所、動物愛護センターにはたくさん寄せられています。野良猫の問題を地域の問題として考え、「地域猫対策」をとることが解決への第一歩になります。

地域猫対策に取り組むために

・関係者の連携や協力(必要に応じてボランティアとの連携もあります。)

地域住民

- 飼い猫の室内飼い
- 地域の合意形成 など

活動組織

- 野良猫の保護
- 術後の管理 など

行政

- 不妊去勢手術の支援
- 技術的助言 など

・地域の指定

公民館長など地域の代表者から保健所への申請が必要
(詳しくは保健所にお尋ねください。)

地域猫対策の流れ

- ① 野良猫による被害対策について地域住民の合意
- ② 公民館長などからの保健所への相談と申請
- ③ 保健所による書類審査や現地確認
- ④ 保健所による地域猫対策に取り組む地域の指定
- ⑤ 活動組織による野良猫の保護、保健所への搬入
- ⑥ 動物愛護センターでの不妊去勢手術
- ⑦ 活動組織への猫の返還、地域住民などによる猫の管理



猫にとっても地域の人にとっても一番良いことは、猫を飼ってくれる飼い主が見つかることです。地域で猫を飼うことができる人を募集することも大事な取り組みです。

■野良猫にエサを与えている人へ

野良猫をかわいそうに思い、エサを与えることでそこに住み着き、さらに繁殖することで、猫を迷惑に思う人も増えることになります。猫を地域の嫌われ者にならないよう、責任ある管理を十分にする必要があります。

■野良猫を迷惑に思っている人へ

猫を迷惑に思う原因はさまざまです。猫の増える原因を解決せずに、猫を排除しても同じ問題が繰り返されてしまいます。野良猫の問題を地域問題の一つとしてとらえ、その対策にご理解ください。

■猫を飼っている人へ

野良猫は、飼い猫が捨てられて増えたものです。これ以上、野良猫を増やさないためには、まず飼い主一人一人が責任をもって猫を飼うことが大切です。

①猫は室内で飼いましょう。

猫を屋外で飼うことで、近所トラブルの原因になるほか、迷子、交通事故、感染症などの危険性が高まります。



②不妊去勢手術をしましょう。

繁殖を望まない場合は、メスに不妊手術、オスには去勢手術を施しましょう。猫は1年に3回ほど出産し、あっという間に増えてしまいます。また、不妊去勢手術をすることで予防できる病気もあります。

③所有者を明らかにしましょう。

たとえ、迷子になっても見つけられるように、飼い主の連絡先を書いた首輪や、マイクロチップなどを装着しましょう。

④飼い猫を捨てないでください。

一度猫を飼い始めたら、最期まで飼い続ける覚悟が必要です。やむを得ない事情で飼育することがどうしても難しくなったら、責任をもって新しい飼い主を探してください。

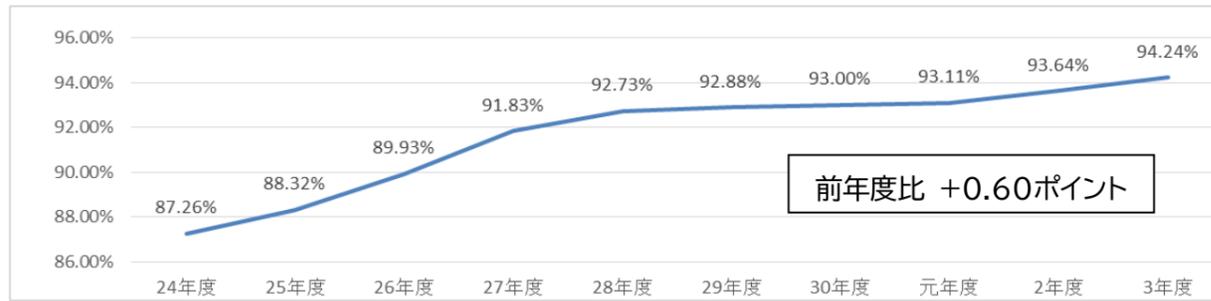
★お問い合わせは、環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)
都城保健所 ☎:23-4504 お願いします。

◆12月は「町税等納付推進強化月間」です

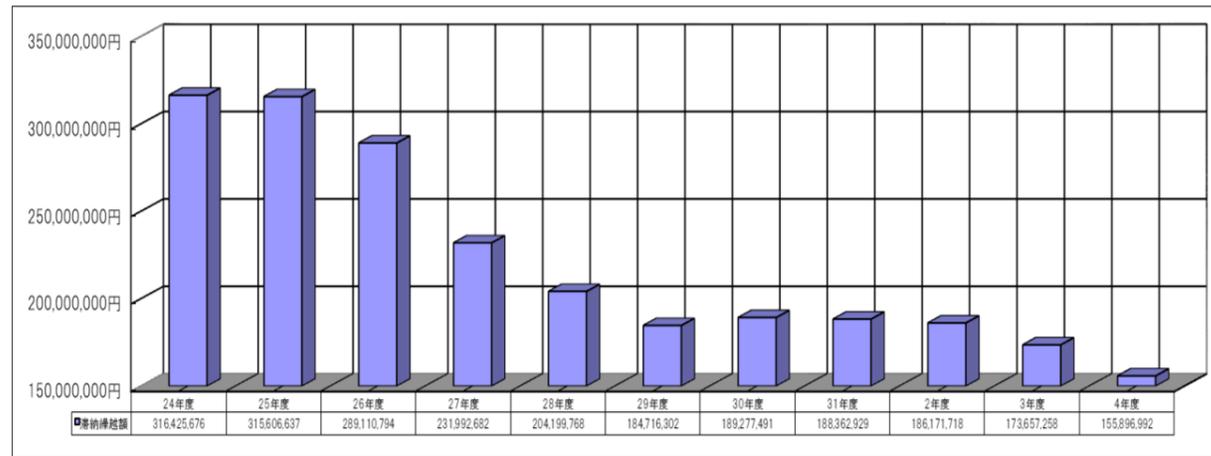
町税などの収納状況・差し押さえ状況などについてお知らせします。

①町税などの収納状況(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の計)

■町税などの収納率(現年度+過年度)



■町税の滞納繰越額

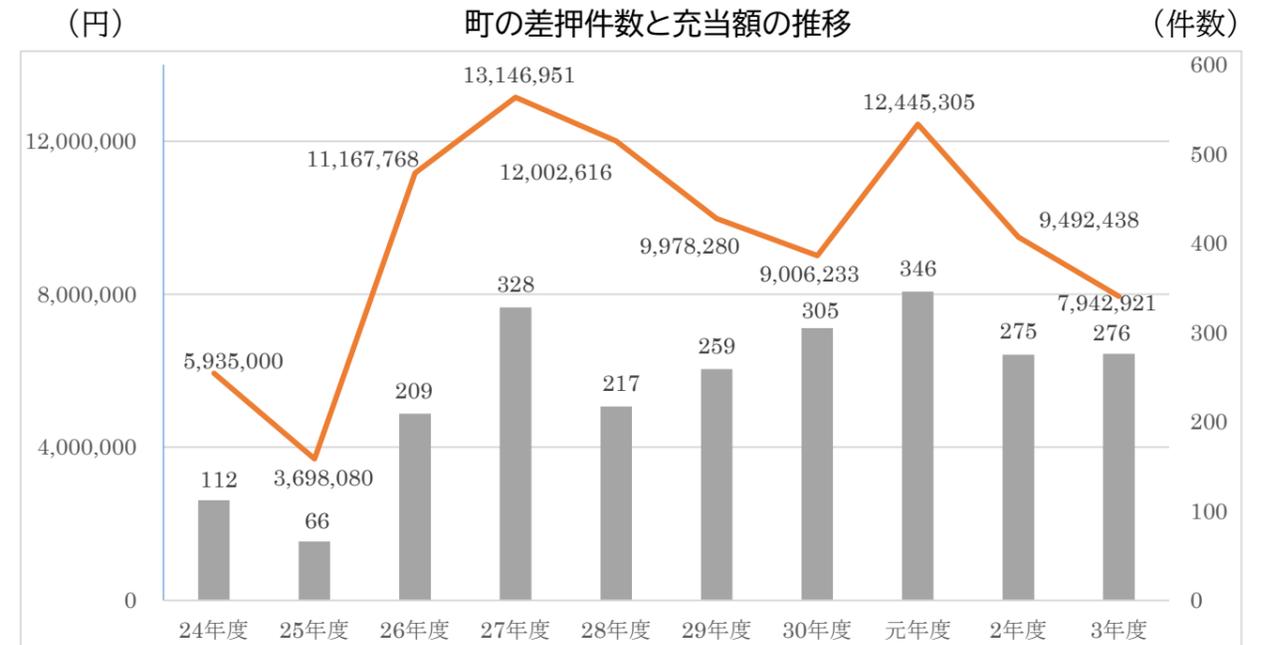


※令和3年度に比べ、町税の滞納繰越額が17,760,266円減少しました。
2つのグラフで、町税などの収納率が改善していることや滞納繰越額(年度を越えて滞納となっている額)が減少していることがわかります。

②町税の差し押さえ件数(新規分)と充当金額(28年度以前から継続する差し押さえで税に充てることができたものも含む)の内訳

	3年度		4年度(10月末現在)	
	差押(件)	充当額(円)	差押(件)	充当額(円)
預金	272	7,805,458	151	3,842,277
給与	0	0	6	137,800
保険	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0
その他	12	1,762,080	3	434,800
計	284	9,567,538	160	4,414,877

③町税の差し押さえ件数と充当金額の推移



※滞納額を一括納付したことで、差し押さえを解除したケースもあります。

④町税の休日・夜間の相談窓口(随時)のご案内

町税については、仕事などで昼間に役場へ来ることができない人を対象に、随時『休日・夜間相談窓口』を行っています。
相談を希望する場合は、事前に連絡をお願いします。



★12月は「町税等納付推進強化月間」です★

町役場からの「通知」「電話」「訪問」などで『催告(納付を請求すること)』を確認したら、担当課・係へ連絡してください。そのままにすると「納付意思なし」と見なされ、差し押さえなどの処分につながる可能性があります。

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料
後期高齢者医療保険料・保育料・町営住宅使用料・上下水道料金・奨学金償還金

※便利な口座振替やコンビニ納付で、「納期内自主納付のまち」をめざします。

★お問い合わせは、税務財政課 特別収納対策係(1階 ⑤番窓口)
☎:52-9634(直通)をお願いします。



◆12月4日～10日は人権週間です

■「人権週間」とは？

1948(昭和23)年12月10日に、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。国際連合は、この日を記念して毎年12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権擁護を推進するための各種行事を実施するよう呼びかけています。

このことから、法務省と全国人権擁護委員連合会では、この「人権デー」までの1週間を「人権週間」と定め、全国各地域において人権尊重思想の普及高揚を図るための各種啓発活動を行います。

■啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～

『「誰か」のこと じゃない。』

■こんなときは人権擁護委員にご相談を！

人権が侵害されたり、侵害されるおそれがあるとき、いじめ、体罰、土地建物、金銭の貸し借り、そのほか家庭内の問題などいろいろなことでお困りの人は次へご相談ください。

○人権擁護委員

月に1回 JR三股駅多目的ホールで人権相談所を開設

○連絡先

宮崎地方法務局都城支局 (☎:22-0490)

全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」(☎:0570-003-110)

相談は無料です。秘密は固く守られます。安心して気軽にお越しください！

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

をお願いします。



農林畜産業関連

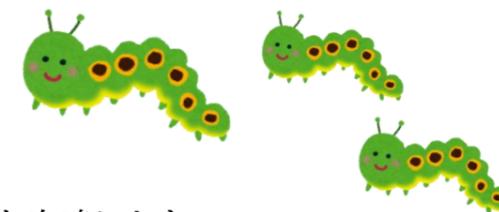
◆あぜ焼きを実施します

農作物病害虫の越冬生息源の撲滅を目的に、町内一斉に水田・畑の「あぜ焼き」を実施します。

町民の皆さんのご協力をお願いします。

■期 日 = 令和5年1月15日(日)

■時 間 = 午後1時～4時



※実施する場合は、午後1時に消防演習サイレンを吹鳴します。

※雨天などで延期する場合は、当日の午前中に広報塔でお知らせします。

※順延日 ⇒ 1月22日(日)同時刻

■実施地域 = 町内全域の水田・畑のあぜなど

■巡回指導 = 各地域農業集団長、各地区農事振興会長
各集落営農集団長、町農業振興課職員

※担当する地区内で畦畔^{けいはん}以外への延焼や作物などへの被害が出ないように、啓発や見回りを行います。

■防火対策 = 町消防団が、飛び火警戒に当たります。

■注意事項 =

- ①火入れ時間を必ず守ってください
- ②一人での作業はしないでください
- ③風の強い場所では焼かないでください
- ④建物や山の近くでは焼かないでください
- ⑤延焼を防ぐための備えを行い、火付けをしてください
- ⑥場所移動時は、完全な消火の確認をしてください
- ⑦危険箇所への火入れを行うときは、各地区の消防団・地域農業集団長・農事振興会長・自治公民館長にご連絡ください
※山林や人家の近くでのあぜ焼きには特にご注意ください
- ⑧JR線路の敷地内ではあぜ焼きはできません
(ケーブルが埋設してあるため、火入れは禁止です)

★お問い合わせは、町農業振興対策協議会

【事務局】農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)をお願いします。

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	12月15日（木）
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所（都城市上川東3-14-3）
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要だと判断された人。 家族や関係者からの相談も受け付けます。
相談内容	(1)ひきこもり、不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること
相談体制	予約制 ※1日の相談は3人まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)までご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課 ☎:23-4504
をお願いします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	12月17日(土) 毎月第3土曜日
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。



★お問い合わせは、
代表:横山健一 ☎:51-0241 または、
増田親忠 携帯:090-1926-8783 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。
また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

- 相 談 日 = 毎週月曜・水曜・金曜
※祝日は除く
- 時 間 = 午前9時～午後5時
- 場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。

